

西宮市議会議員政治倫理条例施行規程

令和元年 5 月 2 9 日

西宮市議会規程第 1 号

【沿 革】

令和 3 年 5 月 28 日 議会規程 1 号

令和 5 年 6 月 9 日 議会規程 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、西宮市議会議員政治倫理条例（平成 3 0 年西宮市条例第 5 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(市の外郭団体)

第 2 条 条例第 3 条第 4 号に規定する市の外郭団体は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市土地開発公社
- (2) 一般財団法人西宮市都市整備公社
- (3) 公益財団法人西宮市文化振興財団
- (4) 公益財団法人西宮スポーツセンター
- (5) 公益財団法人西宮市国際交流協会
- (6) 公益財団法人西宮市大谷記念美術館
- (7) 一般財団法人西宮市職員自治振興会
- (8) 西宮都市管理株式会社
- (9) さくら FM 株式会社
- (10) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター
- (11) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
- (12) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団
- (13) 一般社団法人にしのみや観光協会

(審査申出の手続)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する連署は、審査申出署名簿によるものとする。

- 2 審査申出署名簿には、議員の選挙権を有する者が自ら署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。）をしなければならない。

(政治倫理基準に反する行為を証する書類等)

第4条 条例第5条第2項第4号に規定する議長が別に定める書類等は、別表のとおりとする。

(審査会非設置の通知)

第5条 条例第6条第2項の規定による通知は、西宮市議会議員政治倫理審査会非設置通知書によるものとする。

(審査結果の報告)

第6条 条例第7条第5項の規定による報告は、審査結果報告書によるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 条例第8条の規定による通知は、審査結果通知書によるものとする。

(審査結果の公表)

第8条 条例第8条の規定による公表は、西宮市議会ホームページへの掲載によるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査申出署名簿等の様式その他の事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この規程は、公表の日から実施する。

付 則

この規程は、公表の日から実施する。

別表(第4条関係)

	政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為があることを証する書類等	区分
1	西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成30年西宮市条例第12号)第4条第1項の規定による記録の写し	ア
2	読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、神戸新聞に掲載された記事	ア
3	契約書等の証憑書類の写し	ア
4	報道機関により報道された事実を証する書類等(2に該当するものを除く。)	イ
5	雑誌(週刊誌又は月刊誌に限る。)に掲載された記事	イ
6	音声を録音した記録及びその内容を説明した書面(当該音声を録音した記録を反訳した書面を含む。)	イ
7	撮影した記録及びその内容を説明した書面	イ
8	ソーシャルメディア上の情報	ウ

【適用】

ア … いずれか一つは必ず提出しなければならない書類等

イ … アに区分された書類等を提出する場合にのみ、これに付して提出できる書類等

ウ … ア及びイに区分された書類等を提出する場合にのみ、これらに付して提出できる書類等